

平成11年度 別府女子短期大学自己点検・評価について

佐 藤 邦 夫

(教務課長)

このたび「短期大学設置基準の一部を改正する省令」が文部省より平成11年9月24日に公布され、同日から施行された。これは昭和62年の大学審議会答申を受け、平成3年に大綱化され、そのときの大きな柱の一つが教育課程、他の一つは自己点検・評価の問題であるといわれている。本学でも平成5年に委員会規定が設けられ、取り組みがなされたが、教育課程については特色を発揮できるものが随時なされていったものの、自己点検・評価についてはその必要性は認められながらも実施については遅れたままになっていた。今回の改正の概要・留意点は

1. 自己点検・評価

短期大学は、短期大学における教育研究活動等の状況についての自己点検及び評価を行い、その結果を公表するものとしたこと(義務化)

また、短期大学は、自己点検及び評価の結果について当該短期大学の職員以外の者による検証を行なうよう努めなければならないこととしたこと。

2. 情報の積極的提供

短期大学は、当該短期大学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとしたこと。

3. 教育内容及び方法の改善を図るための組織的な取組

短期大学は、当該短期大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に努めなければならないこととしたこと。

4. 学生の履修科目登録単位数の上限設定

短期大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するよう、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限

を定めるよう努めなければならないとしたこと。

また、短期大学はその定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修了した者については、次年度又は次学期に、履修科目として登録することができる単位数の上限を越えて履修科目の登録を認めることができるものであること。

この規定は、1単位の授業科目は45時間の学習を要する教育内容をもって構成することを標準とするという短期大学設置基準における単位制度の趣旨に沿って十分な学習量を個々の授業において確保することにより、単位制度の実質化を図る趣旨から設けられたものであること等である。

次に、短期大学基準協会より平成11年10月5日付「平成11年度 短期大学相互評価の実施について」の依頼を受け、本学では学長の意向をふまえ、本学と学科構成、規模等を考慮のうえ、今後奈良県桜井市にある桜井女子短期大学と相互に点検・評価することになった。最終的にはすべての事項を点検し評価することが望ましいが、当面は現状の短期大学の置かれている立場を考慮して、次のような項目について点検することにした。

(1) 教授法の点検と評価

入学生の学力の低下にいかに対応するか。換言すれば、いかにわかりやすい講義をするか。

(2) 教育課程の点検と評価

(1)と関連し、現状のカリキュラムの見直し、検討をする。

(3) 学生募集の点検と評価

少子化時代における入学生の減少をいかにくいとめるか。

最初からあまりにも多くのことについて網羅すると、結局すべてが中途半端になってしまう恐れがある。われわれに課せられている喫緊の課題は上記の3項目に収斂されよう。本年度末までに相互の関係者が訪問し、来年度からの具体的な点検評価事項をさらに詳細に分け、円滑な実施に向け努力したい。

別府女子短期大学自己点検・評価委員会規定

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、学校法人溝部学園（以下『学園』という）別府女子短期大学（以下『大学』という）自己点検・評価（以下『点検等』という）委員会の運営について規定し、以て、大学の円滑なる発展に資することを目的とする。

第2章 点検等委員会組織

(点検等委員会組織)

第2条 点検等委員会に所属する者は、次のとおりとする。

- (1) 学園理事長（以下『理事長』という）
- (2) 名誉学長
- (3) 大学学長（以下『学長』という）
- (4) 学生部長
- (5) 学科長
- (6) 教務課長・学生課長・入試課長・就職課長並びに事務局総務部長・総務課長
- (7) 各学科を代表する者
- (8) 上記以外の教官

(基本事項検討委員会)

第3条 前条各号に規定する者のうち、原則として第4号・第5号・第6号及び第7号に定める者で『基本事項検討委員会』を組織する。

2. 前項に規定する『基本事項検討委員会』の円滑なる活動をするために、原則として次の事項を検討する関係委員会を設置する。

- (1) 教授法・学術研究活動・大学開放に関する（以下『教授法等』という）事項
- (2) 学生募集に関する事項
- (3) 教育課程に関する事項
- (4) 学生生活に関する事項
- (5) 就職指導に関する事項
- (6) 管理・運営に関する事項

(教授法等に関する事項)

第4条 前条に規定する『教授法等に関する関係委員会』には、次の委員会を設置し、実施のために小委員会を設置する。なお、必要に応じて、その他の委員会及び小委員会を設置することができる。

- (1) 教授要項検討委員会
 - ① 教授要項検討小委員会
- (2) 講義方法等検討委員会
 - ① 講義方法等検討小委員会
- (3) 生涯学習・公開講座検討委員会
 - ① 生涯学習・公開講座検討小委員会
- (4) 研究紀要検討委員会
 - ① 研究紀要発刊検討小委員会

(学生募集に関する関係委員会)

第5条 第3条に規定する『学生募集に関する関係委員会』には、次の委員会を設置し、実施のために小委員会を設置する。なお、必要に応じて、その他の委員会及び小委員会を設置することができる。

- (1) 入学検討委員会
 - ① 学生募集・入学試験検討小委員会
 - ② 入学案内検討小委員会

(教育課程に関する関係委員会)

第6条 第3条に規定する『教育課程に関する関係委員会』には、次の委員会を設置し、実施のために小委員会を設置する。なお、必要に応じて、その他の委員会及び小委員会を設置することができる。

- (1) 学則・学生便覧検討委員会
 - ① 教育課程検討小委員会
 - ② 学則検討小委員会
 - ③ 学生便覧検討小委員会
- (2) 定期試験検討委員会
 - ① 評価等検討小委員会
- (3) 卒業研究検討委員会
 - ① 卒業研究検討小委員会

(学生生活に関する関係委員会)

第7条 第3条に規定する『学生生活に関する関係委員会』には、次の委員会を設置し、実施のために小委員会を設置する。なお、必要に応じて、その他の委員会及び小委員会を設置することができる。

- (1) 諸行事検討委員会
 - ① 学園祭等諸行事検討小委員会
- (2) 学生指導検討委員会
 - ① 生活指導検討小委員会
 - ② 福利・厚生・保健衛生等検討小委員会
- (3) 国際交流委員会
 - ① 国際交流・留学生関係検討小委員会

(就職指導に関する関係委員会)

第8条 第3条に規定する『就職指導に関する関係委員会』には、次の委員会を設置し、実施のために小委員会を設置する。なお、必要に応じて、その他の委員会及び小委員会を設置することができる。

- (1) 就職対策委員会
 - ① 就職開拓検討小委員会
 - ② 就職指導検討小委員会

(管理・運営に関する関係委員会)

第9条 第3条に規定する『管理・運営に関する関係委員会』には、次の委員会を設置し、実施のために小委員会を設置する。なお、必要に応じて、その他の委員会及び小委員会を設置

することができる。

(1) 管理・運営関係委員会

- ① 図書館検討小委員会
- ② 施設・設備検討小委員会
- ③ 学内LAN運営検討小委員会

第3章 点検等委員会の所属教官

(教授法に関する関係委員会)

第10条 第4条に規定する委員会並びに小委員会に所属する教官の選任については、『基本事項検討委員会』で選任し、学長の承認をえなければならない。

(学生募集に関する関係委員会)

第11条 第5条に規定する委員会並びに小委員会に所属する教官の選任については、『基本事項検討委員会』で選任し、学長の承認をえなければならない。

(教育課程に関する関係委員会)

第12条 第6条に規定する委員会並びに小委員会に所属する教官の選任については、『基本事項検討委員会』で選任し、学長の承認をえなければならない。

(学生生活に関する関係委員会)

第13条 第7条に規定する委員会並びに小委員会に所属する教官の選任については、『基本事項検討委員会』で選任し、学長の承認をえなければならない。

(就職指導に関する関係委員会)

第14条 第8条に規定する委員会並びに小委員会に所属する教官の選任については、『基本事項検討委員会』で選任し、学長の承認をえなければならない。

(管理・運営に関する関係委員会)

第15条 第9条に規定する委員会並びに小委員会に所属する教官の選任については、『基本事項検討委員会』で選任し、学長の承認をえなければならない。

第4条 点検等委員会の運営

(基本事項検討委員会の運営)

第16条 第3条に規定する『基本事項検討委員会』は、学生部長を委員長として年間をととして活動し、その意見を学長に具申する。

2. 自己点検・評価の項目は別に定め、その結果については社会に開かれた大学づくりの一环とするため、報告書その他の適当な方法によって、その大綱を公表するものとする。

(関係小委員会の運営)

第17条 第4条・第5条・第6条・第7条・第8条・第9条に規定する小委員会の委員長は、単年ごとに選任し、会を総括するとともに、その意見を第3条に規定する『基本事項検討委員会』に報告する。なお、会の活動期間は原則として次のとおりとする。

- ① 教授法等に関する関係委員会・・・通年
- ② 学生募集に関する関係委員会・・・適宜

- ③ 教育課程に関する関係委員会・・・適宜
- ④ 学生生活に関する関係委員会・・・通年
- ⑤ 就職指導に関する関係委員会・・・通年
- ⑥ 管理・運営に関する関係委員会・・・適宜

第5章 付 則

(改 廃)

第18条 この規定の改廃は、『基本事項検討委員会』および『教職員会議』で検討し、学長が決定するものとする。

第19条 この規定は平成5年1月14日から施行する。

改 正

平成5年4月1日一部改正。

平成6年4月1日一部改正。

平成7年4月1日一部改正。

平成9年4月1日一部改正。

平成10年4月1日一部改正。

平成11年4月1日一部改正。

自己点検・自己評価の項目

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 大学の理念・目的② 教育研究上の組織③ 学生の受け入れ④ 教育課程⑤ 教育指導のあり方⑥ 教員組織⑦ 教員の教育研究活動⑧ 施設・設備⑨ 図書館⑩ 学生生活への配慮⑪ 国際化への対応⑫ 生涯学習への対応⑬ 管理運営⑭ 事務組織⑮ 財政⑯ 自己点検・評価の組織・体制とその実施状況⑰ その他 |
|--|

表1 平成11年度別府女子短期大学自己点検・評価委員会

区 分		大 項 目	中 項 目	小 項 目 (小 委 員 会)	所 属 教 官
理事長 名誉学長 学 長 教授会 (教職員会議)	基本事項検討委員会 【委員】 学生部長 学科長 課長 教務一課長 学生一課長 入試渉外課長 就職指導課長 学科代表 服飾…大蔵 食物…牧 幼教…土井 事務局代表 事務局長 庶務課長 計11名	教授法・学術 研究活動・大学 開放に関する 事項	教授要項検討委員会	教授要項検討小委員会	★学生部長, 学科長, 教務一・二課長
			講義方法等検討委員会	講義方法等検討小委員会	★教務一課長, 教務二課長, 学科長
			生涯学習・公開講座等検討委員会	生涯学習・公開講座等検討小委員会	★羽田野, 栗林, 松岡, 後藤, 正野, 松波
			研究紀要検討委員会		★佐藤邦, 藤澤, 後藤
		学生募集に 関する事項	入学検討委員会	学生募集 入学試験 検討小委員会	★学生部長, 佐藤邦, 土井, 牧, 大蔵
				入学案内検討小委員会	★大蔵, 安達, 脇, 笠置
		教育課程に 関する事項	学則・学生便覧検討委員会	教育課程検討小委員会	★教務一・二課長, 学科長, 土井, 後藤
				学則検討小委員会	★学生部長, 学科長, 教務一・二課長, 学生一課長
				学生便覧検討小委員会	★教務二課長, 後藤, 脇, 今吉
			定期試験検討委員会	評価等検討小委員会	★教務二課長, 学科長, 山本
			卒業研究検討委員会	卒業研究検討小委員会	★青柳, 辛島, 山本, 大塚
		学生生活に 関する事項	諸行事検討委員会	学園祭等諸行事検討小委員会	★学生二課長, 土井, 大蔵, 松波
			学生指導検討委員会	生活指導検討小委員会	★学生一課長, 松岡, クラス事務担当
				福利・厚生・保健衛生等検討小委員会	★厚生課長, 安達, 松本, 今吉
			国際交流委員会	国際交流・留学生関係検討小委員会	★波多野, 各学科長, 関係クラス事務担当
		就職指導に 関する事項	就職対策委員会	就職開拓検討小委員会	★就職指導課長, 安達, 土井, 辛島, 青柳, 2年次生クラス事務担当
				就職指導検討小委員会	★就職指導課長, 安達, 土井, 辛島, 青柳, 1・2年次生クラス事務担当
		管理・運営に 関する事項	管理・運営関係委員会	図書館検討小委員会	★図書館長, 牧, 藤澤, 溝部, 前田
				施設・設備関係検討小委員会	★事務局長, 学生部長, 各学科長, 庶務課長
				学内LAN運営検討小委員会	★牧, 大蔵, 正野, 脇, 笠置

注 ★印は小委員会の委員長とする。